

官民協働型「河川維持管理システム」 推進事業の参加団体の募集について



徳島県では、官民協働による「新たな維持管理システム」づくりの一環として、河川・道路敷地の草刈りについて、住民の皆様が地域での活動を支援し、その取組みを一層、促進することとしております。

そこで、県管理河川の河川管理上必要な区域において草刈り事業にご参加いただける、活動地域近隣の自治会をはじめとする団体を募集いたします。



募 集 団 体

- 自治会、婦人会、老人会などの一定の区域にお住まいの方により構成されている、営利を目的としない地域住民団体
- 除草委託地域の地元にある土地改良区
- 除草委託地域の地元自治会等の了承を受けた他地域の非営利団体
- 除草委託地域の地元に会社等があり、かつ地元自治会等の了承を受けた営利団体

参 加 条 件

次の要件をいずれも満たすことが参加の条件となります。

- (1) 参加目的が良好な地域の維持及び形成であり、営利目的でないこと。
- (2) 1,000㎡以上の草刈りをしていただけること。
- (3) 上記「募集团体」のいずれかに該当すること。

募 集 内 容

- ・県が募集する箇所の草刈りを実施していただきます。
- ・草刈り作業から集草、刈草の処分までをお願いします。
- ・刈り取り草丈が概ね10cm以下となるよう、刈り払いをお願いします。





支援内容

- 活動実施時における参加者に対して、傷害保険及び賠償責任保険に加入します。
- 実施区域面積に応じて、住民団体の活動費をお支払いさせていただきます。
草刈・集草の費用として、100㎡あたり3,200円。ただし、上限額の設定がありますので、詳しくは各担当庁舎へお問い合わせください。

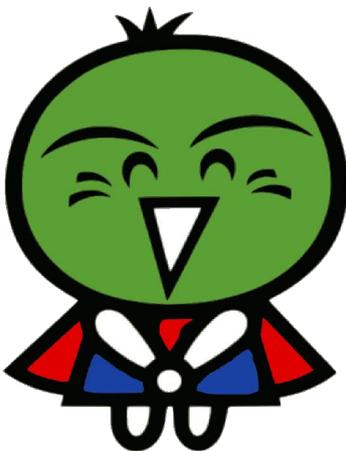
募集区域

河川の管理上、除草が必要な区域のうち、自治会等が安全に草刈作業を実施することが可能な区域とします。

〔同一の募集区域に2つ以上の団体から募集があった場合は、地域性・実績などにより、実施区域を調整させていただく場合があります。〕

お問い合わせ・お申込み

募集内容の詳細に対するお問い合わせや、お申込みについては、別表「令和5年度募集箇所一覧（河川）」をご確認の上、ご希望される地域を担当する庁舎にご連絡ください。



別表

令和5年度 募集箇所一覧（河川）

募集箇所・地域	募集期間	担当庁舎	庁舎住所	担当	電話番号
徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、北島町、藍住町の県管理河川	随時	東部県土整備局 徳島庁舎	〒770-0865 徳島市南末広町6-36	河川・砂防 管理担当	088-653-8847
鳴門市、板野町、松茂町の県管理河川	随時	東部県土整備局 徳島庁舎 鳴門総合サービスセンター駐在	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128	河川・砂防 管理担当	088-684-4581
石井町、上板町、阿波市、吉野川市の県管理河川	随時	東部県土整備局 吉野川庁舎	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1	施設管理 担当	0883-26-3729
阿南市の県管理河川	随時	南部総合県民局 県土整備部阿南 庁舎	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46	施設管理 担当	0884-24-4232
那賀町の県管理河川	随時	南部総合県民局 県土整備部那賀 庁舎	〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字 弥八かへ64-1	予防保全・ 管理担当	0884-62-0106
美波町、牟岐町、海陽町の県管理河川	随時	南部総合県民局 県土整備部美波 庁舎	〒779-2305 海部郡美波町奥河内 字弁才天17-1	予防保全・ 管理担当	0884-74-7410
美馬市、つるぎ町の県管理河川	随時	西部総合県民局 県土整備部美馬 庁舎	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻 字建神社下南73	予防保全・ 管理担当	0883-53-2232
三好市、東みよし町の県管理河川	随時	西部総合県民局 県土整備部三好 庁舎	〒778-0002 三好市池田町マチ24 15番地	予防保全・ 管理担当	0883-76-0618

注1：作業の必要性・安全性、予算等の理由から、実施できない場合があります。

詳しくは各担当庁舎へお問い合わせください。

注2：上記の募集箇所、募集期間については、変更・追加・削除になる場合があります。